第一種製造事業承継届書について手引き

１　第一種製造者の地位を受け継ぐときは、第一種製造事業承継を届け出る必要があります。

第一種製造者について相続、合併又は分割（第一種製造者が許可に係る事業所を承継させるものに限る）により、その地位を受け継いだ者は、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければなりません。

なお、第一種製造者の地位を、遺贈、事業譲渡又は分割（第一種製造者が許可に係る事業所を承継させるものを除く）の方法により承継させることはできません（新規の製造許可申請が必要です。詳細は、担当者へお問い合わせください）。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第一種製造事業承継届書（様式第３） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| （相続による場合）  相続の事実を証する書類 | 1 | （例）  除籍謄本、遺贈契約書、遺産分割協議書　等 |
| （合併による場合）  合併の事実を証する書類 | 1 | （例）  合併登記の写し、合併契約書の写し　等 |
| （分割による場合）  分割の事実を証する書類 | 1 | （例）  分割登記の写し、分割契約書の写し　等 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３（一般則第９条）（液石則第１０条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一種製造事業承継届書 | 一般  液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 承継された第一種製造者の名称  （事業所の名称を含む。） |  | | |
| 承継された事業所所在地 |  | | |
| 承継後の名称  （事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 |  | | |

年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。